

災害時等における施設利用の協力に関する協定（案）

横浜市緑区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、横浜市内に地震若しくは風水害その他の災害等が発生した又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、横浜市防災計画（以下「防災計画」という。）に基づく補完施設を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（補完施設）

第2条 この協定における補完施設とは、次に掲げる場合の補完的避難場所として、あらかじめ災害時等における用途を特定せず、柔軟に活用する施設とする。

- （1）避難者が多数で地域防災拠点だけでは収容しきれない場合
- （2）避難者が少数で地域防災拠点に避難所を開設するまでに至らない場合
- （3）地域防災拠点又は社会福祉施設では要援護者の受入が不十分な場合
- （4）その他甲が特別に認める場合

（対象施設）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 横浜市緑区長津田二丁目1番3号

施設名 横浜市緑区民文化センター

（協力要請）

第4条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を補完施設として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、甲に協力する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、施設を所管する区局の長の名により当該施設の施設長に対して行う。

- 2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、災害時等において速やかに、補完施設としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

- 2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、補完施設の開設及び運営に協力するものとする。
- 3 災害時等に、甲が補完施設として開設した施設の管理運営は、必要に応じ職員を派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。
- 4 甲の職員到着までは、施設の管理運営については乙が責任をもってあたるものとする。
- 5 補完施設の管理運営について応援が必要な場合は、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な限り甲に協力するものとする。
- 6 施設が補完施設として開設されている間は、甲は必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うものとする。乙は、甲に協力して一般利用者への連絡・周知を行うものとする。
- 7 補完施設の閉鎖については、復旧状況等を考慮し、甲が決定するものとする。

(経費の負担)

第8条 前条の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、甲が負担する。その場合の負担額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）に定めるところによる。

(備蓄及び訓練等)

第9条 乙は、横浜市震災対策条例（平成25年2月横浜市条例第4号）第8条に定める事業者としての基本的責務として、事業者自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の地震に対する安全性の確保、食料、飲料水、トイレパック等の備蓄、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備その他の震災対策の推進を図らなければならない。

- 2 乙は、前項に定めるものに加え、甲が準備する補完施設用の物資の備蓄に努め、また、訓練等に対し積極的に協力するよう努めなければならない。
- 3 乙は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。
- 4 乙は、施設の職員等が災害時等の対応に関する知識又は技術を習得できるように、防災訓練等に参加する機会を提供するよう努めなければならない。

(補償等)

第10条 横浜市震災対策条例（平成25年2月横浜市条例第4号）第36条に基づき、横浜市長は、本協定に係る業務に従事した者が、その業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、当該業務に従事した者に、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年10月横浜市条例第60号）中応急措置従事者に係る補償の規定を適用するとした場合の補償の額を限度として、補償を行うことができる。

